

2021年7月16日

鹿児島地方最低賃金審議会委員 各位

地方最低賃金審議会・専門部会の運営に関する要請

鹿児島地方最低賃金審議会委員の皆様におかれましては、法定最低賃金の十全な機能発揮に向けてご尽力いただいておりますことに、深く感謝をいたします。

さて、改定審議が本格化するにあたり、地方最低賃金審議会・専門部会の運営について、下記事項を実現していただきたく、各委員のご理解とお力添えをお願いする次第です。

そもそも審議会は公開が原則のはずですが、運営規定では非公開としうる事由もあげられています。専門部会に適合するとは思えません¹。すべての審議を公開している鳥取、和歌山の地方最低賃金審議会では、問題は生じていないとのことであり、鹿児島地方最低賃金審議会でも問題なく公開できると考えています。

審議の公開についてはメリットがあります。最低賃金をめぐってどのような議論が交わされているのかを、リアルタイムで、多くの人々（労使問わず）に知らせ、関心を高めることで、法定最低賃金の認知度が上がり、履行率の上昇が期待されます。また、公開の場では、根拠の弱い主張はしにくくなり、労使の論戦の質もあがるでしょう。公益委員の妥当性ある見解に対し、やみくもな反対は、しにくくなり、意見もまとまりやすくなるでしょう。

議事録を公開するから部会は非公開でもよいとの見方もありますが、金額決定がなされた後では単なる記録公開にすぎませんし、文字だけでは、誰がどのような態度で発言し、その発言に対して、相手側はどのような姿勢で受けとめたのかといった重要な質的情報が削除されます。政策決定プロセスを透明化することは、民主主義の基本でもあります。だからこそ、国会審議はもとより、労使で熾烈なやりとりがなされる労働政策審議会なども全て公開です。

については、下記の事項にかかわって、委員各位の積極的なご対応をお願いするものです。

記

1. 最低賃金審議会・専門部会を公開してください。
2. 意見陳述の機会を、委員選出団体以外の労働団体に与えてください。



以上

¹例：中央最低賃金審議会運営規定第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。